

公益社団法人 薬剤師認定制度認証機構  
令和元年度 第4回理事会議事録

1. 開催日時 令和2年3月6日(金) 10:30~12:20
2. 開催場所 新橋ビジネスフォーラム 第一日比谷ビル8階  
東京都港区新橋1-18-21
3. 出席者  
(理事) 赤池 昭紀、荒木 暁子、菅野 純、俵木 登美子、藤垣 哲彦  
堀内 龍也、安原 真人、山田 勝士、山本 信夫、吉田 武美  
(監事) 齊藤 勲、三輪 亮寿  
(事務局) 清水 亨事務局長、鈴木 春美
4. 議案
  - ・第1号議案 令和2年度事業計画に関する件
  - ・第2号議案 令和2年度収支予算に関する件
  - ・第3号議案 令和2年度「会費の規程」に関する件
  - ・第4号議案 G21 公益社団法人神奈川県薬剤師会の認証更新申請に関する件
  - ・第5号議案 令和2年度以降の認証評価謝金の改定に関する件
  - ・第6号議案 一般社団法人日本くすりと糖尿病学会の正会員入会に関する件
  - ・その他
5. 事前配付資料
  - (1) 第1号議案 令和2年度事業計画(案)
  - (2) 第2号議案 令和2年度収支予算(案)
  - (3) 第3号議案 令和2年度「会費の規程」(案)
  - (4) 第4号議案 G21 公益社団法人神奈川県薬剤師会の認証の更新に関わる評価結果総括報告書他
  - (5) 第5号議案 令和2年度以降の認証評価謝金の改定について
  - (6) 第6号議案 一般社団法人日本くすりと糖尿病学会の正会員入会申込書
6. 当日配布資料
  - (1) ビジョン委員会第4回記録
  - (2) 公益社団法人薬剤師認定制度認証機構15周年記念誌概要(案)

## 7. 議事概要

清水事務局長が開会を告げ、本日の出席者について報告を行った。理事総数12名中10名の出席で、定款第30条に基づく過半数に達しており、理事会は成立していることを告げた。本日は齊藤監事、三輪監事が出席であることを報告した。

理事会開会にあたり、吉田代表理事が新型コロナウイルス感染拡大の状況下での出席への謝意を述べ、次いで、今回初めて出席の荒木 暁子理事に挨拶を求め、同理事から就任にあたっての挨拶があった。また、理事会の開催に関して、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、理事会が不成立となった際の緊急対応のために、メールやその他資料の送付でお手数を煩わせたことを詫びた。ウイルス感染予防のため本理事会は早めに終了したいことから、予め提出のあった質疑事項に対する回答を主にすると述べた。

清水事務局長が事前及び当日配付資料の確認を行なった後、理事会規程第5条第3項に従い吉田代表理事が議長となり、議案に従って議事を進めた。議長が、第1号議案令和2年度事業計画（案）及び第2号議案令和2年度収支予算（案）については、本理事会で承認を受けたのち、議事録とともに、今月末締め切りの内閣府公益認定等委員会への報告事項であることを述べた。

### 《審議事項》

#### (1) 第1号議案 令和2年度事業計画に関する件

本議案に関して、議長より、予め質疑のあった事項に関して回答する方式で議事を進めたいとした。また、本議案事前配布資料について予め指摘のあった文言等の訂正事項を示した。

以下、質疑と回答を記載する。

質疑 1) から 3) の内容は、事業計画書の 3. 事業関連事項に対する「問題点、改善方針、実施スケジュールおよび実施母体（委員会）」についての質問及び回答であるとした。

質疑 1) 3. 事業関連事項 1) 評価基準及びその改善、普及に関連する事業について

①生涯研修・認定制度に関して、質的評価を行うための基準の見直しや、チェックリスト及び指針（ガイドライン）の充実を目指す。

②認証事業実施要綱の制度、評価基準やチェックリスト等を引き続き見直し、認証申請書記載ガイドライン（生涯研修認定制度申請用、特定領域認定制度ならびに専門薬剤師認定制度申請用）の整備充実を図る。

③生涯研修プロバイダーを通して、個々の薬剤師の生涯学習記録（ポートフォリオ）の普及による継続的職能向上の推進を図る。

回答：①と②は、現在まで必要に応じ、対応してきているもので、小さな変更は、認証コーディネーターとの話し合い、比較的大きな変更がある場合には、認証コーディネーター、認証担当理事及び認定制度委員へメール等により、意見聴取を行い、その結果を基に、理事会での承認をいただいている。

③の自己学習記録の普及は、当初から推奨してきていることである。生涯研修プロバイダーを通しての普及は未だ浸透していないが、更新申請時など、評価委員によっても指摘してきている。まだ、具体的事項はできていないが雛形などは作る必要があるかも知れない。

①～③に関して、いずれも委員会構成による対応は行っていない。

質疑 2) 3. 事業関連事項 3) 既認証の制度について、認証の更新を行う事業について

既認証制度のフォローアップについての内容如何

回答：既認証の研修プロバイダーのフォローアップに関しては、理事会の要請もあり、本年度から開始したい。本件に関しては、プロバイダーに年度毎に研修事業概要書の提出を求め、それを基に実施していく方針である。具体的には、認定制度委員 3～5 名でフォローアップチームを構成し、評価を行っていただきたいと考えている。山田認証担当理事や認証コーディネーターとの具体的な検討は、これからである。認証更新は 1 回目か済めばあとは 6 年毎なので、フォローアップは、毎年実施するか、ある一定期間毎で実施するか、これから認定制度委員の意見も聞いて検討する。今後、認証更新申請が年間 6～9 件あるため、事務の割り振りも考える必要がある。

質疑 3) 3. 事業関連事項 4) 生涯研修制度の将来像及び在り方に関する必要な検討と普及について

①関係団体、及び認定薬剤師認証研究機関協議会の協力を得つつ、最終的には、生涯学習履歴の証明を指標とする実質的な免許更新制を目指した提案を行う。

②広く医療職との連携をもとに、専門性の高い薬剤師の生涯研修制度による研修認定に対する社会的信頼性をさらに高める方策について検討を行う。

回答：薬剤師免許更新制に関しては、本法人の設立以来の目標ではあるが、難しいことは想像に難くない。近い将来でも法的な受け入れは無理かも知れない。ただ、かかりつけ薬剤師の取得要件の一つに認定薬剤師が挙げ

られている。薬剤師が生涯学習による自己研鑽に努めることは社会的責務であり、その証として薬剤師は認定薬剤師を取得することを奨励する。認定薬剤師の更新が3年毎であり、実質的な免許更新制へもつながっていく可能性がある。改正薬機法で、薬局の機能分化があり、地域連携薬局と専門医療機関連携薬局となるが、後者の専門性評価も含め、薬剤師の専門性能力の高まりを期待している。

質疑 4) 3. 事業関連事項 1) 評価基準及びその改善、普及に関する事業について  
「今後さらに全国的な拡充に努める。」についての何か具体的な対策如何。

回答：現在、研修プロバイダーの空白地域は、東北、中・四国、九州・沖縄である。これらの地域での研修プロバイダーの必要性に関しては調べてはいない。地域薬剤師会や薬系大学へ本法人の案内を実施し、生涯研修制度の構築へとつなげていければと思う。ただ、内山前代表理事の意向でもあったが、本法人のような第三者評価事業は、「自主的な申請、いわゆる申請主義で行うのを基本とする」、ということであり、こちらから案内はするが、積極的に認証取得を勧めるものではないと思う。

質疑 5) 3. 事業関連事項 3) 既認証の制度について、認証の更新を行う事業について

「未来志向の有無など必要な指導を行えるようにする。」と記載があるが、「未来志向の有無」の想定している内容如何。

回答：各研修プロバイダーは、良質の研修プログラムを提供しているが、未来志向とは、いわゆるシンギュラリティーの発想による先制医療、治す医療から予防薬学や緩和医療による薬物治療への転換、などがいえる。また、薬効や副作用発現の男女差の問題は、従来言われている性ホルモンの差のみならず、性染色体の問題があるともされ、病気の発症もその方向での考え方が進められている。難しいところもあるが、未来の医療と薬物療法のあり方への理解を進めることが大切であると考えている。

質疑 6) 4. その他 1) ビジョン委員会の継続について

① ビジョン委員会のこれまでの検討結果を取りまとめて今回の理事会に報告し、これを踏まえて計画した新年度事業を紹介すると良いのではないか。

② ビジョン委員会の継続については各委員の同意取得が前提で、事務局が第2回中間報告書案を取りまとめる中で、同意を確認することになるのではないか。

③ 社員総会に報告する案件の取りまとめ時期を踏まえて、委員会審議の今後のスケジュールを問う。

回答：ビジョン委員会に関連する①～②に関しては、現在、対応ができていないが、今後作業を進めて行く。

社員総会では、主に特別会員の課題と役員選任方針が中心となるが、③に関しては、新型コロナウイルスの問題が落ち着くと思われる 4 月、5 月中旬をめどに数回のビジョン委員会開催を予定したい。

質疑 7) 4. その他 3) 事務局体制の強化等への取り組みについて

認定制度委員の増員、認証コーディネーターの常勤化及び事務局体制の強化に関して、現状と強化後の違いがわかるような具体的説明が欲しい。

回答：認定制度委員は、昨年理事会の承認を得て 10 名増員し、その結果、認証事業は、委員一人当たりの負担を少なくして動いている。認証コーディネーターの作業は、新規申請書、更新申請書及び添付資料のチェック、認証担当理事との意見交換を得て、評価委員の選任、評価資料の送付（メール添付及び紙媒体）、送付後の評価委員とのメール交信（これは、勤務時間外に在宅でも行っている。）、委員からの評価結果の纏め、申請者との交信さらに評価委員への内容の開示と意見交換など事務所のみでできる作業ではない。最後は、理事会審議用の試料作成がある。このようにして、1 件の認証申請について、新規申請では、理事会審議まで 4～6 か月、申請書類の状態によっては、時に 1 年以上、更新でも数か月かかっている。現在週 1 日勤務のコーディネーターに加えて、新たに週 3 日勤務するコーディネーター 1 名を増員することを考えている。これにより、在宅作業の減少、日常業務での問題点や質疑 1) に指摘の各項目に対する時代に合ったより良い制度構築などを代表理事、認証担当理事へ提案でき、議論ができる。加えて、事務局職員の勤務シフトを工夫することで、平日は毎日事務所が開所している状態にしたいと考えている。

質疑 8) 4. その他 4) 特別会員のあり方に関する取り組みについて

次期社員総会への重要な報告事項であり、理事会決定までのプロセスについて説明が欲しい。

回答：特別会員に関しては、未だ具体的な資料は作成できていない。ビジョン委員会答申を受けて、資料作成を行って行きたい。

以上の質疑及び回答の後で、引き続き意見交換を行った後、議長より本議案について諮ったところ、細部の修正は代表理事に一任することとして全員異議

なく承認された。

(2) 第2号議案 令和2年度収支予算に関する件

議長より、本議案について清水事務局長に説明を求め、事前配布資料により、前年度との予算の相違の大きいところを主に説明した。また、予め提出された質疑に関しては、以下の通り回答した。

質疑 1) 事業活動収入で、正会員年会費増額及び特別会員年会費減額の根拠の説明が欲しい。

回答；正会員が増えていること、認定薬剤師認定証新規発給数が令和元年も約1万3千枚と増えており、その実績をもとに作成していることによる。特別会員会費に関しては、会員の方からの減額要請による。その後の質疑応答で、日本薬剤師会では、今後減額の方を取らざるを得ないだろうとの付言があった。

質疑 2) 事業費支出で、認証コーディネーター給与増額の積算根拠（人員・勤務形態の変化等）の説明が欲しい。

回答；現在、認証コーディネーターは業務委託による1名で、週1日事務所出勤であるが、実際にはそれでは業務が停滞するので、在宅での作業も行っている。認証コーディネーターの作業概要は、事業計画に対する質疑 7)の回答通りである。給与の算定は、これまで業務委託に適用している週1日勤務、月10万円を基本とし、1名増員週3日事務所出勤の形態を同様に積算したものである。現員1名は従来通り業務委託（パート）としたい。この結果、認証申請書の迅速・丁寧な審査が期待できる。

質疑 3) 事業費支出のうち、諸謝金（認証申請書審査等）について増額の根拠及び認証申請書審査業務委託との関連について説明が欲しい。

回答；諸謝金は評価委員による認証評価業務に対する謝金で、業務内容は事業計画質疑 7)の回答の通りである。認証更新申請の増加や新規のフォローアップ業務が増えるための増額である。一方、認証申請書業務委託は、質疑 2) の認証コーディネーターへの委託である。

質疑 4) 管理費支出で、会計業務委託費増額の事情について説明が欲しい。

回答；近年、認定制度委員の増員、内閣府への提出資料作成と電磁的報告を代表理事とともに実施していることなど、会計業務の作業量が増えていることにより、委託先事務所から増額の求めがあり、これを妥当と判断したためである。

質疑 5) 「15 周年」 記念誌に係る印刷製本費が、事業費及び管理費に別けて計上されている理由及び記念誌のイメージ（版型、ページ数、目次）、単価・印刷部数、配布計画について説明が欲しい。

回答：事業費と管理費の振り分けは通常のカテゴリに従った。記念誌の概要は、当日配布資料に示したが、印刷物としては A4 版、150 ページ、単価 5000 円、500 部を予定している。配布先は、本法人の会員・役員・認定制度委員、厚生省、文科省、薬剤師会等職能団体、薬系大学、薬学関係学会などを予定している。

質疑 6) 令和 2 年度 会費の規程について：個人特別会員 ¥100,000 及び賛助会員 ¥200,000 が計上されているが、予算書への反映は如何。

回答：会費の規程は会員の種別ごとに負担していただく金額またはその算出根拠を定めている。令和 2 年度は、個人特別会員及び賛助会員は存在しないので、両者からの収入は予定されていない。

質疑 7) 認証評価謝金の支給額の改定について：どのような業務に対して支給される謝礼なのか、委員にはどの程度の負担をかけているのか説明が欲しい。

回答： 認定制度委員への評価謝金に関しては、本法人設立当初は新規申請も少なく、また財政的にも厳しかったことからボランティア的にお願いしてきた。現在、各委員は、認証申請書及び添付資料や申請者のホームページも参考にしながら、評価基準に従って時間をかけて詳細に評価している。最近では、更新申請数が増え、今後フォローアップ評価も開始するので、委員の負担がさらに増えていくと見込まれる。本法人としても、財政の許す範囲で委員のお骨折りに応えていきたいと考えている。

以上の質疑・回答の後、意見交換を行い、議長より本議案について諮ったところ、全員異議なく承認された。

### (3) 第 3 号議案 令和 2 年度「会費の規程」に関する件

議長より、本議案について清水事務局長に説明を求め、事前配布資料を基に説明した。本説明に対し、日本病院薬剤師会の会費が「未定」と記載されていることに対する質疑があった。同薬剤師会から平成30年3月に、平成30年度をもって特別会員を辞退したい旨の通知があったことにより、本記載は

削除することとした。

以上の質疑応答の後、議長より本議案について諮ったところ、全員異議なく承認された。

第3号議案審議終了後、三輪監事が退席された。

(4) 第4号議案 G21 公益社団法人神奈川県薬剤会の認証の更新に関わる評価結果総括報告書他

議長より、山田認証担当理事に説明を求めた。山田認証担当理事から、事前配布資料の評価結果総括報告書、別添1 肯定的評価、別添2 評価コメント及び認証更新申請者(更新1回目)を基に本議案の評価経過を説明し、総合評価としては本制度を承認したいことが提案された。

議長から本議案の説明にたいし、意見を求めたところ、別添2 評価コメントの記載に関し、「運営は社団法人と研修プロバイダー機関とは分けた方が良いように思います」との評価委員の意見はおかしいのではないかとの質疑があり、それに対する意見交換がなされた。代表理事より、地域薬剤師会が母体となり生涯研修制度を立ち上げていることから、責任者の問題と思われるので、今後評価委員と意見交換行っていきたいとの見解があった。

質疑応答の後、議長より本議案について諮ったところ全員異議なく承認された。

(5) 第5号議案 令和2年度以降の認証評価謝金の改定について

議長より、本議案について清水事務局長に説明を求めた。清水事務局長より、事前に提出された質疑に「どのような業務に対して支給される謝礼なのか、委員にはどの程度の負担をかけているのか説明が欲しい」とあったが、第3号議案、質疑8) 回答で説明したとおりであり、評価委員の活動に伝えるために、若干ではあるが謝金を増額したいと説明した。

議長から本議案に対する意見を求めたところ、評価委員が評価にかかる時間、今回改定の1件当たりの評価謝金は、新規申請と更新申請は別建てで、更新とフォローアップは同等かとの質問があり、評価にかかる時間は、認証申請書の質と量により異なること、謝金の金額に関しては質問の通りであるとの回答があった。

質疑応答の後、議長が本議案について諮ったところ、全員異議なく承認

された。

(6) 第 6 号議案 一般社団法人日本くすりと糖尿病学会の正会員入会に関する件

議長より、本議案について清水事務局長に説明を求めた。清水事務局長より、本年度第 2 回理事会において承認された日本くすりと糖尿病学会からの正会員入会申し込みであることを説明した。

議長より、本議案について諮ったところ、全員異議なく承認された。

## 8. その他

議長より、新型コロナウイルス感染拡大に関連して、研修プロバイダーから研修会の中止や延期の報告があり、それに伴い、認定薬剤師が研修単位を取得できず、認定の更新が困難になっているとの報告が来ているとの話題提供があった。認定薬剤師の新規申請は、特に問題ではないが、更新申請は、年間 5 単位以上、3 年間で 30 単位という期間制限があり、認定期間の延期について一定の猶予が必要であろうと説明した。

意見交換の後、代表理事から各研修プロバイダーあてに「各認定薬剤師の状況に配慮して、適切に対応するよう」通知することとした。

清水事務局長より、令和 2 年度第 1 回理事会は、6 月 5 日（金）新橋ビジネスフォーラムで予定していること、社員総会は 6 月 26 日（金）日本薬学会長井記念館を予定しており、役員の出席を求めた。その後、同場所にて認定薬剤師認証機関協議会（CAPEP）が開催されることを告げた。

## 9. 閉会

以上の議事を終え、12 時 20 分に閉会した。

上記の決議を明確にするため、定款第 31 条第 2 項に基づき、出席した代表理事および監事がこれに記名、押印する。

令和2年3月6日

代表理事 吉田 武美

監 事 三輪 亮寿

監 事 齊藤 勲